



登記

Vol.35

登記の流用について

司法書士 桐蔭横浜大学法学部客員教授 相馬計一

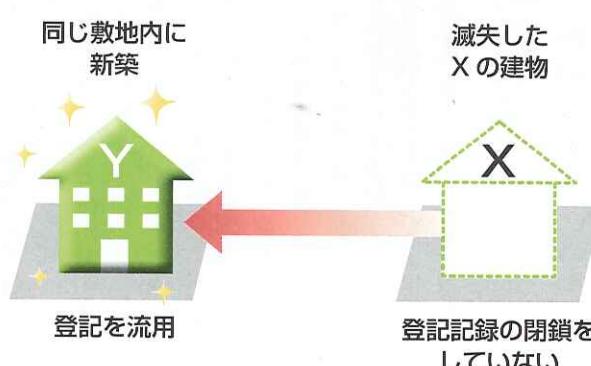
【プロローグ】
 流用とは通常、①決まつた目的以外のこととに融通して使用すること、②国の歳出予算に定めた区分間で相互に流通する（移用する）こと、解釈されています。
 今号は、多様な不動産取引において、問題とされる登記の流用について考えていきます。

○登記の流用とは

事実関係の伴わない、実体のない無効な登記が、そのまま残されていた前の登記を利用して新たな登記に利用することを言います。

登記の流用の主な例としては、

- ①滅失したX建物の登記記録を開鎖しないで、その後同敷地内に新築したY建物の表題登記に流用する場合や、
- ②抵当権が債務の弁済等によって消滅したにもかかわらず、登記を抹消することなくそのままにしておいて、抵当権者と抵当権設定者の合意により、後に設定した同じ内容の抵当権登記に流用する場合等が挙げられます。



○契約書とは別の書面が必要
 問題になる余地があります。参考となる2例の最高裁判決を紹介しましょう。

平成22年7月6日 最高裁二小判決

平成15年10月、貸主A・借主B間で定期建物賃貸借契約の公正証書が作成されました。証書には契約の更新がなく、期間満了で契約が終了することを記載した別個独立の書面を交付し説明しなければならず(借地借家法38条2項)、この説明を欠くと更新がない旨の定めは無効となる(同条3項)。これは更新の有無に関する紛争を未然に防止する趣旨であるから、個別的事情を考慮することなく、形式的、画面上に取り扱うのが相当である「契約書の原案は別個独立の書面とは言えない」と原判決を破棄し、二審判決を取り消し、Xの明渡請求を棄却しました(破棄自判)。

Aが期間満了による明渡しを提訴したところ、Bは説明書の交付および説明がなかったと主張し、賃借権の確認を請求。原審(東京高裁)は、「公

正証書に説明書面の交付を確認する条項があり、公証人がそれを当事者に読み聞かせたから説明書面の交付があつたと推認するのが相当である」と明渡請求を認容しました。Bの上告受理で最高裁二小は、「現実に説明書面の交付があつたことを窺わせる証拠は何ら提出されていないし、Aは事前説明書面の交付を主張立証していない。Bが公正証書の内容を承認していることのみから契約の締結に先立ち、契約書とは別に作成し説明すべき書面の交付があつたとした原審の認定は、経験則または採証法則に反する」と原判決を破棄し、事件を東京高裁に差し戻しました。

民事法

Vol.371

定期建物賃貸借契約に際し、事前説明文書を交付しなかつたケース

弁護士 高津公子

平成24年9月13日 最高裁一小判決

平成15年7月、不動産賃業X・貸室経営業Y間に定期建物賃貸借契約が成立。契約書には、契約の更新がなく期間満了で契約が終了する旨の条項があり、Xは契約に先立ち、本契約と同内容の契約書の原案をYに送付しました。期間満了後、Xが明渡しを提訴。原審は「Yは契約書の原案を送付され検討したから、別個独立の書面を交付する必要性はない」として「Yは契約書の原案を無効とするのは相手ではない」と明渡請求を認容。Yの上告受理で最高裁二小は、「定期建物賃貸借は契約締結に先立ち契約の更新がなく期間満了で契約が終了することを記載した別個独立の書面を交付し説明しなければならず(借地借家法38条2項)、この説明を欠くと更新がない旨の定めは無効となる(同条3項)。これは更新の有無に関する紛争を未然に防止する趣旨であるから、個別的事情を考慮することなく、形式的、画面上に取り扱うのが相当である」契約書の原案は別個独立の書面とは言えない」と原判決を破棄し、二審判決を取り消し、Xの明渡請求を棄却しました(破棄自判)。



本件は後者の範疇のため、仮に借主が契約の終了を争えば問題となり得ます。

上記判例を参考に借主と本件契約の終了について慎重に協議してください。

- ①については、建物が滅失してしまった後、その跡地にその建物と同じ建物が新築された場合に、旧建物の登記は滅失登記により閉鎖し、新建筑物についてはその所有者から新たな建物登記がなされるべきものであつて、旧建物の登記を新建筑物の登記に流用することは許されず、流用されます。
- ②については、まず抵当権者と抵当権設定者との間でされた登記の流用の合意が、「その当事

不動産登記は、それぞれの不動産をそれぞれの権利に基づいて第三者に公示する制度です。従つて登記の流用は、慎重に考えなければなりません。

税務

Vol.329

農地の固定資産税と負担調整措置

税理士・不動産鑑定士
千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授

井出 真

市街化区域農地の税額

【ご相談】
首都圏の農家の方から相談を受けています。住宅地の固定資産税が、結果的に増税になる場合があるそうですが（2012年8月号参照）、市街化区域内の農地はどうでしょうか。

固定資産税における評価や課税関係から見ると、農地は次表のように区分できます。

農地	区分	細分	評価	課税
	一般農地	農地評価	農地課税	
市街化区域農地	一般市街化区域農地	宅地並評価	農地に準じた課税	
	特定市街化区域農地		宅地並課税	

- (注1)「特定市街化区域農地」とは、3大都市圏(既成市街地・近郊整備地帯・既成都市区域・近郊整備区域、都市整備区域)内に所在するもののうち、地方税法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地をいいます。
- (注2)市街化区域内において都市計画で指定される「生産緑地地区」内の農地については、30年の當農業継続を要件として、宅地としての税額と一般農地としての税額の差額が免除(つまり農地課税と同様)になります。

B .. 前年度の課税標準額×1/3(都市計画税)
水準に応じたもの)×税率
(注)負担水準=前年度課税標準額/当該年度の固定資産税評価額×1/3(都市計画税)は2/3)

A .. 固定資産税評価額×1/3(都市計画税)
は2/3)×税率

市街化区域農地の負担調整措置

種類	負担水準	負担調整率
一般市街化区域農地	90%以上	1.025
	80%以上 90%未満	1.05
	70%以上 80%未満	1.075
	70%未満	1.10
特定市街化区域農地	90% (注)以上	前年度の課税標準額(据え置き)
	90% (注)未満	①+② ①前年度の課税標準額 ②当該年度の評価額×(1/3) または(2/3)×5% ※90%を上回るとき…90%相当額、20%を下回るとき…20%相当額

(注) 平成26年度は100% (平成24・25年度は90%) となる

市街化区域農地の評価
市街化区域農地は宅地並評価、つまり類似宅地の価格を基準として求めた価格から、宅地に転用するために通常必要とされる造成費相当額を控除して評価されます。なお、類似宅地は、原則として基準年度(3年に1度)・平成24年度(100%)も以後数年間に固定資産税額が1.25倍(100%÷80%)まで上昇する可能性があります。

一般市街化区域農地は、「農地に準じた課税」なので、負担調整措置も一般農地と同様です(改正はありません)。それに対して、特定市街化区域農地は、「宅地並課税」なので負担調整措置も住宅地と同様です。つまり、平成24年度の改正により、課税標準額が据え置きされる負担水準が、80%から90%へ、平成26年度から100%へ引き上げられます。従って、地価水準が横ばいでいるため、課税標準額が据え置きされる負担水準を解除すると通知したところ、催告期限を経過した同月下旬、YはXに対して賃料の2カ月分(140万7000円)を支払い、翌月に遅延損害金(52万円余)を支払いました。

【解説】
XはYに対し、賃貸している建物の明渡しを求め(本訴)、Yは、Xに対し支払った更新料等の返還を求め(反訴)しました。

裁判所は次のように判示し、XおよびYの請求はいずれも理由がないとして棄却しました。

【総評】
本件では、Yの賃借期間中の行為に、Xが不満を募らせていましたが、信頼関係が破壊されているとまでは言えないとして、契約の解除は認められませんでした。

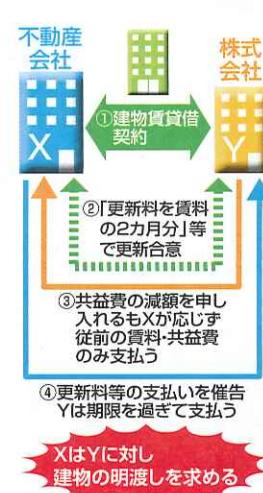
一方では、仮に契約の更新が法定更新であるとしても、更新の際に更新料を支払う旨の特約が有効である以上、借主には更新料を期間満了日までに支払う義務があるとされており、実務でも参考になる事例といえます。

正しい取引のために

Vol.317

更新料の支払い合意は、仮に、法定更新であるとしても、更新料の支払義務を免れるものではないとした事例

(財)不動産適正取引推進機構



(1) 自動更新特約により建物賃貸借契約が更新される場合であっても、別途当事者間で賃貸借契約の内容を合意により変更することは何ら妨げられるものではない。

(2) 賃料や共益費を増額したり、合意更新書を取り交わしたからといって、原契約における自動更新特約自体が当然に失効するものではなく、更新の際に更新料を支払う旨の特約も有効である。

(3) XとYは、「更新料は2カ月分とする」と合意をしているから、更新料の額は、この合意に従うことになる。

(4) 更新料の支払合意は、自動更新特約による更新の場合に限られるものとは解されないから、仮に、更新が法定更新であると解したとしても、更新料の支払義務を免れるものではないというべきである(平成23年11月30日 東京地裁判決)。